



Q&A方式で把握するインドデジタル個人データ保護法

2023年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所Chadha & Co.に作成委託し、2023年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびChadha & Co.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびChadha & Co.が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター／ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND-info@jetro.go.jp

目次

1	インドにおける個人情報保護法制度	3
2	個人データの定義	4
3	消費者から個人情報を取得していない場合の対応	5
4	個人データ保護法の域外適用	6
5	デジタル個人データ保護法の適用免除	7
6	規制対象となる行為	8
7	同意取得および通知義務	9
8	個人データの正当な利用 (1)	10
9	個人データの正当な利用 (2)	11
10	データ受託者の義務 (1)	12
11	データ受託者の義務 (2)	13
12	データ受託者の義務 (3)	14
13	個人データの域外移転	15
14	データ主体の権利	16
15	罰則	17

1 | インドにおける個人情報保護法制度

Q1 デジタル個人データ保護法概要

インドで個人情報保護法が新たに成立し、近々施行されると聞きました。インド個人情報保護法はどのような法律なのでしょうか。

【回答】

- インドにおける個人情報保護法であるDigital Personal Data Protection Act, 2023（デジタル個人データ保護法）は、個人情報の取り扱いについて企業が遵守すべき規則について規定する法律です。
- これまで、インドでは、個人情報保護に関して包括的に規律する一般法が存在していませんでした。Information Technology Act, 2000の規則であるInformation Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules, 2011によってIT分野における個人情報の取り扱いに関する規制が設けられておりましたが、IT分野における一つの規制に過ぎませんでした。2018年にインドにおける個人情報保護法案が策定されて以来、法案の審議が継続しており、2023年8月にインドの包括的な個人情報法であるデジタル個人データ保護法が成立しました。
- インドでビジネスを行う事業者は、デジタル個人データ保護法が求めるコンプライアンス対応を実施する必要があります。
- なお、本稿執筆時点(2023年11月末時点)では、デジタル個人データ保護法は施行されておらず、また、施行規則案についても公表されていません。インドでは施行規則レベルで実務上の重要な対応事項が定まることも多く、デジタル個人データ保護法に関しても、例えば重要データ受託者の範囲・義務などの日系企業に対する影響が大きいと思料される規律が施行規則に委ねられているため、今後通達される施行規則の内容についても注視する必要があります。

2 | 個人データの定義

Q2 保護の対象となる個人情報の範囲

デジタル個人データ保護法が保護する個人情報の範囲について教えてください。

【回答】

- デジタル個人データ保護法は、保護の対象となる個人情報を個人データ(personal data)という用語を用い、以下のとおり定義します。

「個人データ」とは、個人に関するデータであって、当該データによりまたは当該データに関連してその個人が識別され得るものをいう。
- デジタル個人データ保護法は、個人データがデジタル形式で収集された場合または非デジタル形式で収集されたがその後デジタル化される場合のみ適用されるとしているため、物理的形式のみで保管されている個人データには適用されません。
- 国によって複数の個人情報カテゴリを設け、センシティブな個人情報カテゴリの取り扱いについてより高度なコンプライアンスを求める場合があります。しかし、インドのデジタル個人データ保護法では、個人情報のカテゴリは個人データのみであり、センシティブな個人情報についても、通常の個人データと同一のコンプライアンスが求められるにとどまります（ただし、施行規則において異なる個人情報カテゴリが設定される可能性は否定できません）。

3 | 消費者から個人情報を取得していない場合の対応

Q3 消費者から個人情報を取得していない事業者に求められるコンプライアンス

弊社（インド法人）は、インド国内で対事業者向けビジネスを実施しており、消費者から個人情報を取得していません。このような場合であっても、デジタル個人データ保護法が要求するコンプライアンス対応を実施する必要があるのでしょうか。

【回答】

- 通常、従業員の個人情報も保護の対象となるデジタル個人データに該当するため、インドで事業を行うにあたっては、例えインド国内で消費者から個人情報を取得していない場合であっても、デジタル個人データ保護法が要求するコンプライアンス対応を実施する必要があるケースが大半であると考えられます。
- デジタル個人データ保護法は、個人データがデジタル形式で収集された場合または非デジタル形式で収集されたがその後デジタル化される場合、インド国内における当該デジタル個人データの処理に適用されるものと規定します（デジタル個人データ保護法3条(a)）。そのため、従業員から物理的に提供を受けた資料をエクセル等でまとめた場合、当該エクセルデータに記載された従業員個人情報についても保護の対象となるデジタル個人データに該当することになります。
- なお、個人が個人または家庭内目的処理した個人データならびにデータ主体によって公に開示された個人データおよび法律上の義務に基づき本人以外が公に開示した個人データについては、デジタル個人データ保護法は適用されないものとされています（デジタル個人データ保護法3条(c)）。

4 | 個人データ保護法の域外適用

Q4 インド国内に事業所を有しない外国事業者に対する個人データ保護法の適用

弊社は日本法人であり、インドに拠点を有しておりませんが、インドの消費者に対してインターネットを通じてサービスを提供しております。デジタル個人情報保護法は、インド国外の会社についても適用されるのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ保護法は、デジタル個人データの処理がインド国外で行われる場合であっても、その処理がインド国内の消費者に対する製品またはサービスの提供に関して実施される場合には、デジタル個人データ保護法が適用されるものと規定します（デジタル個人データ保護法3条(b)）。
- そのため、日本からインドの消費者に対してECを通じて製品を販売する場合やインターネットを通じてサービスを提供する場合、インド国内に拠点を有していなかったとしても、インドのデジタル個人データ保護法が適用されることとなり、個人データを収集している場合には同法の求めるコンプライアンス対応を実施する必要があります。

5 | デジタル個人データ保護法の適用免除

Q5 デジタル個人データ保護法が適用を受けない場面

弊社は、設立後間もないインド法人であり、従業員は数名にとどまり、売り上げの金額は小さく、資本金額も少額ですが、このような会社についてもデジタル個人データ保護法は適用されますか。

→ 【回答】

- デジタル個人データ保護法第17条は、同法の規制が一定の範囲で免除される場面等を規定しますが、取り扱い個人データの量や従業員数、売り上げ、資本金といった事業規模に関する免除規定を設けていません。そのため、従業員数、売り上げ、資本金等にかかわらず、同法は等しく適用されます。
- デジタル個人データ保護法第17条が規定する適用免除のうち重要なものは以下のとおりです。
 - a) 法的権利を行使するために個人データの処理が必要な場合
 - b) インドに拠点を置く者が、インド国外のものとの間で締結した契約に従って、インド国内にないデータ主体の個人データを処理する場合
 - c) 裁判所等の承認を得た合併等
 - d) 金融機関からのローン等について債務不履行にあるものの財務情報、資産および負債を確認するための処理
 - e) データ主体に関する特定の意思決定を行うために個人データが使用されず、かつ、規則によって別途規定される基準に従った調査、保管または統計目的のために必要な場合

6 | 規制対象となる行為

Q6 規制対象となる「処理」(processing)の定義

デジタル個人データ保護法は、デジタル個人データに関するどのような行為について規制するのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ保護法は、デジタル個人データの「処理」(processing)を規律しており、「処理」を以下のとおり定義します(デジタル個人データ保護法2条(x))。

個人データに関する「処理」とは、デジタル個人データに対して行われる全体的または部分的に自動化された操作または一連の操作を意味し、収集、記録、整理、構造化、保管、適応、検索、使用、整列または結合、インデックス作成、共有、送信、普及またはその他の方法による利用可能な状態へのすることによる開示、制限、消去または破棄などの操作を含む。

- 上記のとおり「処理」には幅広い行為態様が含まれるため、デジタル個人データを取り扱う場合、通常、デジタル個人データ保護法が規制する「処理」に該当するものと考えられます。

7 | 同意取得および通知義務

Q7 データ主体からの同意取得および必要な通知

デジタル個人データを処理する場合、デジタル個人データ保護法のコンプライアンスとして何を実施しなければならないのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ保護法は、デジタル個人データの処理に関して、以下のとおり規定します(デジタル個人データ保護法4条1項)。

何人も、この法律の規定に従い、合法的な目的かつ(a)データ主体が同意した場合または(b)特定の正当な利用の場合にのみ、データ主体の個人データを処理することができる。

- 以上のとおり、デジタル個人データを処理する場合、特定の正当な利用に該当する場合を除き、データ主体から個人情報の処理に関して同意を取得する必要があります。なお、データ主体(Data Principal)とは、個人データが関連する個人を意味し、通常、個人データを提供した当該個人を指します。
- 合法的な目的とは法律によって明確に禁止されていない目的を意味するとされています。
- 同意の取得にあたっては(i)個人情報およびその処理目的、(ii)同意撤回および苦情申し立てに関する権利行為の方法および(iii)データ主体による個人情報保護委員会に対する苦情申し立て方法について通知することが義務付けられています(デジタル個人データ保護法5条1項)。
- デジタル個人データ保護法施行前に、データ主体よりデジタル個人データの処理に関して同意を取得していた場合、合理的に実施可能な限り速やかに同様の通知をデータ主体に行うことが義務付けられています(デジタル個人データ保護法5条2項)。

8 | 個人データの正当な利用 (1)

Q8 個人データをデータ主体からの同意なくして利用できる場合

どのような場合に、データ主体の同意なくして個人データを処理することができる「特定の正当な利用」に該当するのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ保護法は、その個人データの処理が「特定の正当な利用」(certain legitimate use)に該当する場合には、データ主体から同意を取得することなくデジタル個人データを処理できるものとしています。
- 特定の正当な利用に該当する場合は以下のとおりです(デジタル個人データ保護法7条)。
 - a) 特定の目的のためにデータ主体がデータ受託者に対して自発的に個人データを提供し、かつ、データ主体がデータ受託者に対してその個人データの使用に関して不同意を表明していない場合
 - b) 国およびその機関が、データ主体に対して、規定される補助金、利益、サービス、証明書、ライセンスまたは許可証を提供または発行する場合であって、(i)補助金、給付金、サービス、証明書、ライセンスまたは許可のために、国またはその機関が個人データを処理することに同意したことがある場合、または(ii)当該個人データが、州またはその機関によって維持され、中央政府によって通知されたデータベース、登録簿、帳簿またはその他の文書においてデジタル形式で利用可能であるか、またはデジタル形式でないが、その後デジタル化されたものである場合
 - c) 法律に基づき、またはインドの主権と一体性、国家の安全保障の利益のために、国またはその機関が機能を果たす場合
 - d) 法律に基づき、国またはその機関に情報を開示する義務を履行するため

9 | 個人データの正当な利用 (2)

- e) インド国内で施行されている法律に基づいて下された判決や命令、またはインド国外で施行されている法律に基づいて下された契約上の請求や民事上の請求に関する判決や命令を遵守するため
- f) データ主体またはその他の個人の生命または健康に対する差し迫った脅威を伴う医療上の緊急事態 に対応する場合
- g) 流行病、疾病の発生その他公衆衛生に対する脅威の際に、個人に対して医療または保健サービスを提供するための措置を講ずる場合
- h) 災害時や公の秩序の崩壊時に、個人の安全を確保し、または 援助やサービスを提供するための措置を講ずる場合
- i) 雇用目的の場合または企業スパイの防止、企業秘密・知的財産・機密情報の 機密保持等の使用者の損失や責任に対するセーフガードに関する場合または従業員であるデータ主体が求めるサービスや利益の提供に関する場合

10 | データ受託者の義務(1)

Q9 データ受託者の意義およびデータ受託者に課される義務

データ受託者に該当する場合、デジタル個人データ法保護法上、どのような義務および責任を負うのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ法保護法は、「データ受託者」(Data Fiduciary)を、単独で、またはほかの者と共同で、個人データの処理の目的および手段を決定する者と定義付けます(デジタル個人データ法保護法2条(i))。
- データ受託者に該当する場合、以下の義務に服します(デジタル個人データ法保護法8条)。
 - 1) **デジタル個人データ法保護法の遵守**：データ受託者は、自己による処理またはデータ処理者が自己に代わって行う処理に関して、デジタル個人情報法保護法およびその規則の規定の遵守に関して責任を負う。
 - 2) **正確性の確保**：データ受託者が処理した個人データが、(a)データ本人に影響を与える決定を行うために使用される可能性がある場合、または、(b)ほかのデータ受託者に開示される可能性がある場合、当該個人データを処理するデータ受託者は、その完全性、正確性および一貫性を確保しなければならない。
 - 3) **技術的・組織的措置の導入**：データ受託者は、デジタル個人データ法保護法およびその規則の規定を効果的に遵守するために、適切な技術的・組織的措置を講じなければならない。
 - 4) **セキュリティ措置の導入**：データ受託者は、個人データ侵害を防止するために合理的なセキュリティ保護措置を講じることにより、データ処理者が自己に代わって行う処理を含め、自己が所有または管理する個人データを保護しなければならない。

11 | データ受託者の義務(2)

- 5) **個人データ侵害時の通知** : 個人データ侵害が発生した場合、データ受託者は、個人情報保護委員会およびおよび影響を受けるそれぞれのデータ主体に対し、当該個人データ侵害の通知を行わなければならない。なお、「個人データ侵害」とは、個人データの不正な処理、または個人データの機密性、完全性、可用性を損なう偶発的な開示、取得、共有、使用、変更、破壊、もしくは個人データへのアクセスの喪失を意味する(デジタル個人データ法保護法2条(u))。
- 6) **個人データ消去義務** : データ受託者は、法令を遵守するために保持する必要がある場合を除き、以下のことを実施しなければならない。
 - a) データ主体が同意を撤回した時点、または特定された目的がもはや果たされていないとみなすことが合理的である時点のいずれか早い時点で、個人データを消去すること。
 - b) データ受託者がデータ処理者に対して処理のために提供した個人データを、当該データ処理者に消去させること。
- 7) **連絡先の公表** : データ受託者は、データ保護責任者またはデータ受託者に代わってデータ主任者の個人データの処理に関してデータ主体から質問がある場合に回答できる者の連絡先を、所定の方法で公表しなければならない。
- 8) **苦情処理メカニズムの確立** : データ受託者は、データ主体の苦情を解決するための効果的な仕組みを確立しなければならない。

12 | データ受託者の義務(3)

- デジタル個人情報法保護法は未成年者の個人データの処理に関して特別の規定を設けており(デジタル個人情報法保護法9条)、未成年の個人データを処理するにあたっては、親権者の同意取得や子供に悪影響の可能性のある個人データ処理の禁止など法の規定する事項を遵守する必要があります。
- デジタル個人情報法保護法は、「重要データ受託者」(Significant Data Fiduciary)に対して、より高度なコンプライアンスを要求しています。重要データ受託者の範囲は、中央政府により通達されるものとされておりますが、本稿執筆時点(2023年11月末時点)では通達は実施されていません。重要データ受託者に該当する場合、データ保護責任者(Data Protection Officer)や独立データ監査人(Independent Data Auditor)の選任義務が課され、定期的なデータ保護影響アセスメント(Data Protection Impact Assessment)等を実施することが求められます。

13 | 個人データの域外移転

Q10 個人データのインド国外への移転に関する規制

多くの国では個人情報の国外移転について制約があると聞きます。デジタル個人データ保護法では個人データの国外移転についてどのような規制が存在するのでしょうか。

【回答】

- 中央政府は、通達により、データ受託者による個人データの処理のためのインド国外の国または地域への移転を制限することができるものとされています(デジタル個人データ法保護法16条)。
- 本稿執筆時点(2023年11月末時点)では個人データの国外移転に関する通達は実施されておらず、個人データの国外移転に関する規制内容は今後通達を通じて明らかになります。

14 | データ主体の権利

Q11 デジタル個人データ保護法上データ主体に認められる権利

データ主体にはどのような権利が認められるのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ保護法はデータ主体に対して以下の権利を認めております。
 - a) 同意を撤回する権利(デジタル個人データ保護法6条(4))
 - b) 個人データにアクセスする権利(デジタル個人データ保護法11条)
 - c) 個人データを訂正、補完、更新および消去する権利(デジタル個人データ保護法12条)
 - d) データ受託者等から苦情解決手段の提供を受ける権利(デジタル個人データ保護法13条)
 - e) 死亡または心神喪失時の際のノミニーを選任する権利(デジタル個人データ保護法14条)

15 | 罰則

Q12 デジタル個人データ保護法の違反に対する罰則

デジタル個人データ保護法に違反した場合、どのような罰則があるのでしょうか。

【回答】

- デジタル個人データ保護法が規定する罰則は以下のとおりです。

No.	対象行為	罰則
1	第8条第5項に基づく、個人情報漏洩を防止するための合理的な安全保護措置を講じるデータ受託者の義務の遵守違反	25億ルピー以下の罰金
2	第8条第6項に基づく、個人情報保護委員会または影響を受けるデータ主体への個人情報漏洩の通知義務の遵守違反	20億ルピー以下の罰金
3	第9条に基づく子供に関する追加義務の遵守違反	20億ルピー以下の罰金
4	第10条に基づく重要データ受託者の追加的義務の遵守違反	15億ルピー以下の罰金
5	第15条に基づくデータ主体の義務の不履行	1万ルピー以下の罰金
6	第32条に基づき個人情報保護委員会が採用した任意誓約の条件に違反した場合	第28条の手続きに従った個人情報保護委員会の判断による
7	本法またはその規則のその他の規定に違反した場合	5億ルピー以下の罰金